

入所に関するQ & A

申請書類に関すること

1 いつの時点の就労証明書を提出すればいいですか？

◎早期申請の方は新年度の4月1日時点の勤務内容・勤務先の就労証明書を提出してください。早期申請以降に申請される場合は入所される時点の勤務内容・勤務先の就労証明書を提出してください。

2 就労証明書は本社と支店どちらで証明してもらえばよいですか？

◎就労証明書の発行が可能であれば、どちらでもかまいません。
ただし、支店で証明された場合は、支店が変わった際に再度新しい就労証明書を出していただく必要があります。

3 複数の会社を掛け持ちして勤務している場合、就労証明書はどのように提出したらよいですか？

◎それぞれの勤務先で就労証明書の記入をお願いしてください。提出されたすべての就労証明書の合計で就労要件の確認や定員を超えた場合の点数付けを行います。
※就労日数等確認のため追加書類(シフト表等)の提出をお願いする場合がございます。その場合は速やかにご提出ください。

4 派遣会社に勤務している場合、就労証明書は派遣元と派遣先のどちらで取ればよいですか？

◎就労証明書の発行が可能であれば、どちらでもかまいません。
ただし、派遣先で証明された場合は、派遣先が変わった際に再度新しい就労証明書を提出していただく必要があります。

5 通学で申請をする場合、どのような書類を提出すればよいですか？

◎在学証明書或いは合格通知書と今年度の時間割（カリキュラム）の写しを添付してください。また、4月以降に新年度の時間割（カリキュラム）を再提出してください。提出書類の詳細については、アフタースクール課へお問い合わせください。

6 きょうだいで育成会を申請する場合は、就労証明書は人数分必要ですか？

◎就労証明書の原本は1通でもかまいません。その場合、原本を下の学年のお子さんの申請書に添付し、上の学年のお子さんには写しを添付してください。

7 下の子の保育所用の就労証明書のコピーでも申請可能ですか？

◎コピーでの申請は可能ですが証明日や記載内容によっては保護者様や企業様への聞き取りや再提出をお願いすることがあります。

8 両親が別居中または離婚調停中の場合の就労証明書は必要ですか？

就労証明書が出ない場合の提出書類や申請書の書き方はどうすればよいですか？

◎別居中であっても基本的には、両親の就労証明書が必要です。

離婚調停中は、就労証明書に代わる書類として、調停の証明資料の写しを提出してください。

DVの場合は、DVにより避難していることを証明する書類、一年以上の連絡がない場合は警察へ届出たことを証明する書類が必要です。

いずれも離婚が成立していなければ、別居同居に関わらず申請書には両親の氏名を記入してください。

9 受付されない就労証明書はどのようなものですか？

◎以下の就労証明書は受付ができません。

- ・就労要件を満たしていないもの
- ・証明日が提出日から3ヶ月以上前のもの

例外：早期一次申請で提出した就労証明書のコピーを高学年申請で使用する場合

- ・保護者自身が証明しているもの（自営業の方以外）
- ・修正テープ、消せるペン等で記入しているもの
（二重線で修正してください。）

10 自営業の添付書類である開業届、営業許可書（証）、確定申告書控の写しとはどのようなものですか？

◎開業届とは、個人が事業を始めたことを税務署に知らせるための書類です。最寄りの税務署の窓口か、国税庁のホームページで入手できます。

市区町村に開業届を提出すると、その後に開業届出済証明書を発行してもらうことができます。

また、税務署に「保有個人情報開示請求書」を提出し、その後交付される「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出すると、開業届の写しをもらうことができます。2週間から一か月ほどかかります。

◎営業許可書（証）とは、飲食店を開業するときに必要であり、保健所へ営業許可申請書を提出して検査に合格することにより取得できます。営業許可がおりると保健所から交付されます。

◎確定申告書控とは、個人事業主が所得税額を確定させるために、税務署への申告する際の書類の写しです。

入所要件に関すること

- 1 保育所の慣らし保育の関係で4月中旬に育児休業から復帰予定ですが、早期申請はできますか？

◎4月中に復職する場合は申請できます。早期申請の際は、4月中に育児休業から復職予定であるという就労証明書を提出してください。その後、保育所の入所が決定しましたら保育所へ入所することがわかる書類（保育所の内定面接通知書）を提出してください。提出がない場合は、4月1日に復職することが入所の要件となりますので、ご注意ください。

- 2 病気療養中ですが、入所できますか？

◎長期の療養が必要で、放課後に養育ができない場合は申請できます。

早期申請の場合は、4月以降も引き続き療養が必要であれば、申請が可能です。申請の際は、長期の療養が必要で、放課後に養育ができないことがわかる診断書と申立書を提出してください。また、診断書は、提出日より3カ月以内に発行されたものを提出してください。

- 3 家族の介護で入所できますか？出来るのであれば必要な申請書類はなんですか？

◎施設等への通所により、保護者の付き添いが必要なため放課後に養育ができない場合は入所可能です。

申請の際は、申立書、診断書、通院を証明できる書類、介護保険サービスを使っている場合は、ケアプランの写しなどが必要です。

- 4 ボランティア活動や団体の役員、文化講座、カルチャー教室の受講等を理由に入所することは可能ですか？

◎育成会は、保護者の就労や長期にわたる疾病等が主たる入所条件になりますので、質問のような事情だけでは入所申請を受けていません。

- 5 育児休業中の場合の入所申請はいつからできますか？

◎早期受付の場合、4月中に復職するのであれば早期受付期間中の申請が可能です。

早期受付期間以外の場合は、復職の1ヶ月前から申請が可能です。

- 6 産前・産後休業中でも入所はできますか？

◎4月1日時点で産前・産後休業を取得される予定の方は早期受付でも申請いただけます。入所後に産前・産後休業を取得される方につきましても引き続きご入所いただけます。

ただし、産前・産後休業終了後、育児休業を取得される場合は産前・産後休業が終了する月末で退所となります。

- 7 契約上の勤務時間は入所要件にあてはまりませんが、ほぼ毎日残業していて残業時間を含めると入所条件を満たしています。この場合、申請できますか？

◎契約上の勤務時間で判断します。

8 現在市外に住んでおり、宝塚市に引っ越す予定です。申請できますか？

◎入所資格の確認のために、引っ越し先が確認できる書類（建物売買契約書や登記簿抄本、建物賃貸契約書の写し等）を添付することで申請できます。添付する際は、①引っ越し先の住所②契約者名③引き渡し日が確認できるようにコピーしてください。入所申請書には、市外の住所と引っ越し予定の住所両方をご記入ください

延長保育に関すること

1 延長の利用時間は任意で決めることができますか？

◎勤務時間と通勤時間をあわせて午後5時以降となる場合は、延長の利用時間は任意で決めることができます。

2 勤務時間と通勤時間を足しても午後5時に満たないですが、残業等の理由で、午後5時以降となる場合は、延長保育を申請できますか？

◎申立書に上記の理由を記載していただくことで、申請できます。

3 病気療養中でも延長保育は利用できますか？

◎延長保育は、『地域児童育成会に入所する児童で、保護者の勤務に付随する理由により午後5時以降も保育することが真に必要であると認められる児童であること』としているため、病気療養中の場合は延長保育を利用できません。

育成料に関すること

1 きょうだいで入所する場合、減免はありますか？また、その際減免申請は必要ですか？

◎同一世帯で2人以上の入所があった場合は、年齢が下の児童については育成料が半額となります。申請は不要です。

2 宝塚市に引っ越してきたのですが、減免申請をする際に注意すべき点がありますか？

◎令和6年1月1日に宝塚市以外にお住まいだった方は、令和6年度課税証明書が必要となります。

なお、海外在住の場合は、海外で得た令和5年1月から令和5年12月までの総所得がわかるもの（日本語以外の場合は翻訳したもの）を添付してください。